

出席停止について

学校保健安全法等で定められた学校感染症にかかった場合、医師より登校許可がおりのまで出席停止になります。医師より診断を受けた場合は担任へ連絡し、所定の書類をご提出ください。

学校感染症と出席停止のめやす		
分類	学校感染症	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、 中東呼吸器症候群（MARS）、 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後 2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで

令和7年3月現在

<出席停止の手続きについて>

登校再開後、担任等より出席停止連絡票をお渡しします。こちらの提出をもって出席停止が認められますので、速やかにご提出をお願いいたします。※本校HPからも様式を印刷できます。

- 出席停止7日以内の場合・・・出席停止連絡票（保護者記入用）
（土日祝を含む） ※調剤報酬明細書等の写しを添付してください。
- 出席停止8日以上の場合・・・出席停止連絡票（医療機関記入用）
（土日祝を含む） ※医療機関が発出した証明書等でも可とします。